

## 義肢・装具・座位保持装置製作・修理事業者を対象とした

## 補装具供給にかかわる実態調査

## ■ 調査票 A : 義肢・装具・座位保持装置事業全般に関する調査票 ■

国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所  
井上剛伸、山崎伸也、我澤賢之

## ●本調査の趣旨

義肢・装具・座位保持装置はその利用者にとって欠かすことのできない用具であり、それらの安定的な供給は利用者の自立や社会参加を支える上できわめて重要です。

私どもの研究では、義肢・装具・座位保持装置を必要とする人が、今後も安定的かつ持続的に利用できるようにするため、当該補装具の製作・修理について、最近の動向を反映し、適切な価格設定の方法について提案することを目的としております。

本調査票による調査は、義肢・装具・座位保持装置の製作・修理の費用・売上などに関する動向を調査するものです。調査は全事業者（約 700 事業者）に対し実施させていただいているものです。集めさせていただいたデータをもとに、補装具製作・修理にどれだけの費用を要するか、安定的な補装具供給を続けるうえでどの程度の利益を見込む必要があるかなど分析を加えたうえで、最終的には義肢・装具・座位保持装置の価格設定の方法についての提案をまとめることを予定しております。この研究の結果は、報告書・学会等で報告させていただくほか、厚生労働省補装具評価検討会に対し報告することを考えております。

なお、本調査へのご回答は任意であり回答しないことにより不利益が生じることはございませんが、研究趣旨ご理解の上、是非ともご協力をお願いいたします。

※本調査は、国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所が平成 20 年度厚生労働科学研究費補助金（事業名「経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究」）を受けて進めております。

## ●データの取り扱いについて

本調査の結果は、匿名化をした形で入力処理いたしますので、研究成果発表の段階で個別事業者の回答内容が第三者に知られることはありません。また、ご回答いただいた元データは、本研究のみに使用いたします。第三者に提供されることもありません。本研究期間終了後（平成 21 年度末研究費補助期間終了）、ご回答いただいた調査票は廃棄いたします。

## 目次

会計期間について.....	3
設問 1 義肢・装具・座位保持装置など売り上げ等に関する設問.....	4
設問 2 義肢・装具・座位保持装置製作事業者の経常費用に関する設問.....	6
設問 3 補装具材料価格に関する設問 .....	10
設問 4 貴事業所について .....	13
設問 5 そのほか.....	16

## ※会計期間について

本調査票のいくつかの設問において、会計期間（事業年度）ごとの売上げ等をお訊きしているところがあり、それらの設問の記入欄には、「1期前」、「2期前」といった記述がございます。これは、平成20年6月1日時点で決算の終了している直近の会計期間を1期前、その前の期を2期前として、ご記入下さい。

例)

### 3月末日決算の場合

1期前：平成19年4月1日～20年3月31日まで

2期前：平成18年4月1日～19年3月31日まで

3期前：平成17年4月1日～18年3月31日まで

### 9月末日決算の場合

1期前：平成18年10月1日～19年9月30日まで

2期前：平成17年10月1日～18年9月30日まで

3期前：平成16年10月1日～17年9月30日まで

### 12月末日決算の場合

1期前：平成19年1月1日～19年12月31日まで

2期前：平成18年1月1日～18年12月31日まで

3期前：平成17年1月1日～17年12月31日まで

※貴事業所の決算日をご記入下さい → ( ) 月 ( ) 日

設問1 義肢・装具・座位保持装置など売り上げ等に関する設問

1-1 事業所の収益について

過去3年間の会計期間における、貴事業所の収益（売り上げ）について、ご記入ください。

		3期前	2期前	1期前
義肢・装具・座位保持装置公費利用分	義肢製作	円 件数（ ）件	円 件数（ ）件	円 件数（ ）件
	義肢修理	円 件数（ ）件	円 件数（ ）件	円 件数（ ）件
	装具製作	円 件数（ ）件	円 件数（ ）件	円 件数（ ）件
	装具修理	円 件数（ ）件	円 件数（ ）件	円 件数（ ）件
	装具既製品取り付け	円 件数（ ）件	円 件数（ ）件	円 件数（ ）件
	座位保持装置製作 ※ 座位保持装置と車いすの売上金額・件数切り分けが可能な場合は上段を、切り分けができない場合、下段をご記入下さい。	円 件数（ ）件	円 件数（ ）件	円 件数（ ）件
		円 件数（ ）件	円 件数（ ）件	円 件数（ ）件
		うち座位保持装置の件数 約（ ）割 座位保持装置の平均価格 約（ ）円	うち座位保持装置の件数 約（ ）割 座位保持装置の平均価格 約（ ）円	うち座位保持装置の件数 約（ ）割 座位保持装置の平均価格 約（ ）円
	座位保持装置修理 ※ 座位保持装置と車いすの売上金額・件数切り分けが可能な場合は上段を、切り分けができない場合、下段をご記入下さい。	円 件数（ ）件	円 件数（ ）件	円 件数（ ）件
		円 件数（ ）件	円 件数（ ）件	円 件数（ ）件
うち座位保持装置の件数 約（ ）割 座位保持装置の平均修理担架 約（ ）円		うち座位保持装置の件数 約（ ）割 座位保持装置の平均修理担架 約（ ）円	うち座位保持装置の件数 約（ ）割 座位保持装置の平均修理担架 約（ ）円	
義肢・装具・座位保持装置自費分	義肢・装具・座位保持装置製作自費分	円	円	円
	義肢・装具・座位保持装置修理・調整等自費分	円	円	円
その他の営業収益（義肢・装具・座位保持装置以外の本業での売上）	補装具完成用部品・材料の販売、補装具関連部品の受注生産・販売	円	円	円
	福祉用具の販売	円	円	円
	その他事業（業種名： ）	円	円	円
営業外収益（本業外の収益。投資、財務活動など）		円	円	円
経常収益（合計）		円	円	円

1-2 更生用義肢・装具の占める比率

(義肢または装具の扱いのある事業者様のみご記入下さい。) 1 期前の会計期間に製作・既製品取り付けされた義肢・装具の製作件数、製作売上げについて、更生用・治療用合計のなかで更生用の占める大まかな比率についてご記入下さい。

	更生用	
	件数	金額
義肢	(            ) 割	(            ) 割
装具	(            ) 割	(            ) 割

設問2 義肢・装具・座位保持装置製作事業者の経常費用に関する設問

2-1 過去3年間の会計期間における貴事業所全体の経常費用について、ご記入ください。

2-1-(i) 人件費関係 2-1-(i) a または 2-1-(i) b のいずれかをご記入下さい。

2-1-(i) a 営業と製造とでスタッフが原則分離している場合

	会計期間（事業年度）※3 ページをご参照下さい		
	3 期前	2 期前	1 期前
人件費関係（事業所全体）			
義肢・装具・座位保持装置製造			
通常労賃支給額（残業を含む）	円	円	円
賞与支給	円	円	円
退職金その他積み立て	円	円	円
法定福利費（社会保険料等雇用者負担分）	円	円	円
義肢・装具・座位保持装置営業			
通常労賃支給額（残業を含む）	円	円	円
賞与支給	円	円	円
退職金その他積み立て	円	円	円
法定福利費（社会保険料等雇用者負担分）	円	円	円
義肢・装具・座位保持装置以外の事業での 事務以外の仕事の従事者			
通常労賃支給額（残業を含む）	円	円	円
賞与支給	円	円	円
退職金その他積み立て	円	円	円
法定福利費（社会保険料等雇用者負担分）	円	円	円
事務			
通常労賃支給額（残業を含む）	円	円	円
賞与支給	円	円	円
退職金その他積み立て	円	円	円
法定福利費（社会保険料等雇用者負担分）	円	円	円
その他（福利厚生費（法定福利費を含まない）など）	円	円	円

※法定福利費とは、健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、労災保険料、雇用保険料の雇用者負担分をさします。

●切り分けが可能でしたら、上記ご記載内容の義肢・装具・座位保持装置製造に従事されている方のうち、週20時間未満労働の方についてご記入下さい。

義肢・装具・座位保持装置製造（週20時間未満労働）	3 期前	2 期前	1 期前
通常労賃支給額（残業を含む）	円	円	円
賞与支給	円	円	円
退職金その他積み立て	円	円	円
法定福利費（社会保険料等雇用者負担分）	円	円	円

2-1-(i) b 営業と製造とでスタッフが分離していない場合

	会計期間（事業年度）※3ページをご参照下さい		
	3期前	2期前	1期前
人件費関係（事業所全体）			
義肢・装具・座位保持装置製造・営業			
通常労賃支給額（残業を含む）	円	円	円
賞与支給	円	円	円
退職金その他積み立て	円	円	円
法定福利費（社会保険料等雇用者負担分）	円	円	円
義肢・装具・座位保持装置以外の事業での 事務以外の仕事の従事者			
通常労賃支給額（残業を含む）	円	円	円
賞与支給	円	円	円
退職金その他積み立て	円	円	円
法定福利費（社会保険料等雇用者負担分）	円	円	円
事務			
通常労賃支給額（残業を含む）	円	円	円
賞与支給	円	円	円
退職金その他積み立て	円	円	円
法定福利費（社会保険料等雇用者負担分）	円	円	円
その他（福利厚生費（法定福利費を含まないなど））	円	円	円

※法定福利費とは、健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、労災保険料、雇用保険料の雇用者負担分をさします。

●切り分けが可能でしたら、義肢・装具・座位保持装置製造・営業に従事されている方のうち、週20時間未満労働の方についてご記入下さい。

義肢・装具・座位保持装置製造（週20時間未満労働）	3期前	2期前	1期前
通常労賃支給額（残業を含む）	円	円	円
賞与支給	円	円	円
退職金その他積み立て	円	円	円
社会保険料等雇用者負担分（労災など）	円	円	円

2-1-(ii) そのほかの経常費用

人件費以外の経常費用について、ご記入下さい。

	会計期間（事業年度）※3ページをご参照下さい		
	3期前	2期前	1期前
<b>義肢・装具・座位保持装置事業に関わるもの</b>			
材料費 A：完成用部品購入費	円	円	円
材料費 B：外部への完成用部品以外の部品や、オーダーメイド部品の外注分購入費	円	円	円
材料費 C：その他材料購入費	円	円	円
営業等に要する交通費 (運賃、ガソリン代、有料道路等利用料) 車等のリース代は下記の「 <b>そのほかの営業費用</b> 」1または2に含めて下さい。	円	円	円
そのほかの営業費用 1（義肢・装具座位保持・装置における営業費用） (その他の営業費用、義肢・装具・座位保持装置事業に関わると切り分けができる経費。当該事業に関わるリース代、光熱費、材料以外の消耗品代、減価償却費など。)	円	円	円
<b>義肢・装具・座位保持装置事業以外の費用</b>			
その他の営業費用 2（義肢・装具座位保持・装置以外における営業費用） (その他の営業費用のうち、義肢・装具・座位保持装置事業以外の事業に関わるもの、またどの事業に関わるか切り分けが困難なものについてご記入下さい。他の事業での材料費、リース代、光熱費、材料以外の消耗品代、減価償却費。)	円	円	円
営業外費用 本業の経費以外の、財務的な費用（支払利息等）等。	円	円	円
経常費用（本ページの費用と前ページまでの費用の各小計の合計）	円	円	円

※材料費 B あるいは C について材料費 A との分別が困難な場合、該当欄に「－」とご記入いただき、材料費 A の欄に合算した金額をご記入下さい。



2-2 営業に関わる交通費について

2-2-(i) 過去3年間の会計期間における取扱事例のなかで、最も交通費が多くかかった個別事例事3例について、当該出張の交通費に関する概要をご記入下さい。

移動区間	交通所要額	所用時間※	概要
(記入例) 所沢－竹芝（東京竹芝棧橋）－並木島（復路同じ）	80,200 円	所要時間（ 73 ）時間 うち正味移動時間（51）時間 用務時間（ 1 ）時間	離島への出張を行った。
事例 1 :		所要時間（ ）時間 うち正味移動時間（ ）時間 用務時間（ ）時間	
事例 2 :		所要時間（ ）時間 うち正味移動時間（ ）時間 用務時間（ ）時間	
事例 3 :		所要時間（ ）時間 うち正味移動時間（ ）時間 用務時間（ ）時間	

※所用時間については、往路・復路の移動、用務等に要した一連の所用時間を記載して下さい。正味移動時間については、交通機関・徒歩などでの移動に要した正味の時間をご記入下さい。ただし駅・空港・港等交通施設内での乗り換え待ち時間は含むものとします（たとえば、船便待ちのための前宿泊等における時間は、正味移動時間に含みません）。用務時間は、用務に要した時間をご記入下さい。

2-2-(ii) 下記の遠隔地等への出張件数をご記入下さい。

	3 期前	2 期前	1 期前
1. 貴事業所よりの用務地までの片道正味移動時間で下記に該当する件数をご記入下さい。 ※一回の出張で複数の出先を訪問している場合については、個々の訪問先のみ訪問した場合の正味移動時間を考えていただき、該当する場合すべてを加算して下さい。※なお、用務などの時間は含みません。			
片道 2 時間以上 4 時間未満	( ) 件	( ) 件	( ) 件
片道 4 時間以上 6 時間未満	( ) 件	( ) 件	( ) 件
片道 6 時間以上	( ) 件	( ) 件	( ) 件
2. 貴事業所よりの用務地までの片道正味移動距離で下記に該当する件数をご記入下さい。 ※一回の出張で複数の出先を訪問している場合については、個々の訪問先のみ訪問した場合の正味移動距離を考えていただき、該当する場合すべてを加算して下さい。			
片道 50km 以上 100km 未満	( ) 件	( ) 件	( ) 件
片道 100km 以上 200km 未満	( ) 件	( ) 件	( ) 件
片道 200km 以上	( ) 件	( ) 件	( ) 件
2. 下記にあてはまる出張の件数をご記入下さい（1と重複する場合も、そのままご回答下さい）			
船便による移動	( ) 件	( ) 件	( ) 件
航空機による移動	( ) 件	( ) 件	( ) 件
うち船便併用	( ) 件	( ) 件	( ) 件

### 設問3 補装具材料価格に関する設問

#### 3-1 義肢・装具使用素材について

義肢・装具の扱いが無い場合は、次の見開きページ3-2にお進み下さい。

平成20年6月1日から直近時点での、下記材料の購入価格について、ご記入ください。(該当する材料を購入していない場合は、「-」とご記入ください)	
・ i-1 情報カード	( ) 円/枚
・ i-2 投影図用紙	( ) 円/枚
・ i-3 石膏	( ) 円/kg
・ i-4 プラスラン E	( ) 円/巻
・ i-5 ギプス包帯 2列	( ) 円/巻
・ i-6 ギプス包帯 3列	( ) 円/巻
・ i-7 PE ライト 5mm	( ) 円/g
・ i-8 PVA シート	( ) 円/m <sup>2</sup>
・ i-9 PVA 4"	( ) 円/枚
・ i-10 PVA 6"	( ) 円/枚
・ i-11 PVA 8"	( ) 円/枚
・ i-12 PVA 10"	( ) 円/枚
・ i-13 PVA 12"	( ) 円/枚
・ i-14 アクリル樹脂硬性	( ) 円/kg
・ i-15 アクリル樹脂軟性	( ) 円/kg
・ i-16 アクリル樹脂(軟性・硬性)混合	( ) 円/kg
・ i-17 熱硬化性樹脂 硬性	( ) 円/kg
・ i-18 熱硬化性樹脂 軟性	( ) 円/kg
・ i-19 ナイロンストッキネット 2"	( ) 円/m
・ i-20 ナイロンストッキネット 3"	( ) 円/m
・ i-21 ナイロンストッキネット 4"	( ) 円/m
・ i-22 ナイロンストッキネット 10"	( ) 円/m
・ i-23 V マット	( ) 円/m <sup>2</sup>
・ i-24 テトロンフェルト	( ) 円/m <sup>2</sup>
・ i-25 カーボン	( ) 円/m <sup>2</sup>
・ i-26 トレカクロス 25mm	( ) 円/m
・ i-27 トレカクロス 25mm	( ) 円/m
・ i-28 カーボンストッキネット 3インチ	( ) 円/m
・ i-29 カーボンストッキネット 4インチ	( ) 円/m
・ i-30 カーボンストッキネット 5インチ	( ) 円/m
・ i-31 カーボンストッキネット 6インチ	( ) 円/m
・ i-32 カーボンストッキネット 8インチ	( ) 円/m
・ i-33 グラスファイバー	( ) 円/m <sup>2</sup>
・ i-34 ゴム帯地	( ) 円/m

・ i-35 ダクロンテープ	( ) 円/m
・ i-36 クローム革	( ) 円/ds
・ i-37 なめし革	( ) 円/ds
・ i-38 ヌメ革	( ) 円/ds
・ i-39 茶利革	( ) 円/ds
・ i-40 ビニール管	( ) 円/m
・ i-41 ベルト (バックル)	( ) 円/個
・ i-42 丸環	( ) 円/個
・ i-43 桐材	( ) 円/m
・ i-44 木ブロック	( ) 円/個
・ i-45 発泡樹脂	( ) 円/kg
・ i-46 アンクルブロック (ホウ材)	( ) 円/個
・ i-47 ポリプロピレン	( ) 円/kg
・ i-48 コ・ポリマー	( ) 円/kg
・ i-49 サブ・オルソレン	( ) 円/kg
・ i-50 オルソレン	( ) 円/kg
・ i-51 トレラッククリア	( ) 円/kg
・ i-52 ユニチカファナーの材料	( ) 円/kg
・ i-53 合成皮革	( ) 円/ ds
・ i-54 軽合金	( ) 円/kg

### 3-2 座位保持装置使用素材について

座位保持装置の扱いが無い場合は、次の見開きページ設問4にお進み下さい。

平成 20 年 6 月 1 日から直近時点での、下記材料の購入価格について、ご記入ください。(該当する材料を購入していない場合は、「-」とご記入ください)	価格/単位 (枚、g、㎡など)
<b>座面・背もたれ用素材</b>	
・ iii-8 ウレタンチップ #6000	( ) 円/ ( )
・ iii-9 ウレタンチップ #8000	( ) 円/ ( )
・ iii-10 ムマック	( ) 円/ ( )
<b>その他の箇所製作用素材</b>	
・ iii-16 合板	( ) 円/ ( )
・ iii-17 ビニールレザー	( ) 円/ ( )
・ iii-18 マジックベルト 50mm幅	( ) 円/ ( )
・ iii-19 マジックベルト 30mm幅	( ) 円/ ( )
・ iii-20 マジックベルト 25mm幅	( ) 円/ ( )
<b>仕上げ用素材</b>	
・ iii-26 Wラッセル	( ) 円/ ( )
・ iii-27 エアータッチ (シングル)	( ) 円/ ( )
・ iii-28 エアータッチ (ダブル)	( ) 円/ ( )
・ iii-29 クラリーノ	( ) 円/ ( )
・ iii-30 フェルト	( ) 円/ ( )
・ iii-31 ナイロンベルト	( ) 円/ ( )
・ iii-32 ラミネート (5mm厚)	( ) 円/ ( )
・ iii-33 防水シート	( ) 円/ ( )
・ iii-34 バックル	( ) 円/ ( )
・ iii-35 アジャスター	( ) 円/ ( )
・ iii-36 Dカン	( ) 円/ ( )

設問4 貴事業所について

貴事業所の作業形態・従業員数・作業時間について、平成20年6月1日時点の状況および現在の会計期間の見込みを踏まえて、お書き下さい。

4-1 作業形態について、あてはまるもの1つを選びご記入下さい。 → ( )

- ア 基本的に製造・営業の作業分担をおこなっている  
(製造専門、営業専門のスタッフにわかれている場合)
- イ 基本的に個々のスタッフが製造・営業の双方をおこない、かつ、原則としてある案件について同一のスタッフが製造・営業を一貫して行う
- ウ 基本的に個々のスタッフが製造・営業の双方をおこなうものの、基本的に必ずしもある案件について、同一のスタッフが製造・営業を一貫して行うわけではない

イまたはウとご回答の場合 → 次のページにお進み下さい。

(前問 4-1 をアとご回答の場合)

4-2 a 従業員の方の人数について

	雇用保険加入対象の方： 週20時間以上勤務	雇用保険加入対象ではない方：週20時間未満勤務
総従業員数	( ) 名	( ) 名
うち		
義肢・装具・座位保持装置の 製造に携わる方	( ) 名	( ) 名
義肢・装具・座位保持装置の 営業に携わる方	( ) 名	( ) 名
事務・その他に専従される方	( ) 名	( ) 名

4-3 a 従業員の区分別年間平均労働時間(残業を含む)について(4-1をアとご回答の場合)

※営業については、営業にともなう移動時間や交通便待ちの時間も、労賃の支払いの支払対象になっている時間はすべて加算して下さい。

	雇用保険加入対象の方： 週20時間以上勤務	雇用保険加入対象ではない方：週20時間未満勤務
義肢・装具・座位保持装置の 製造に携わる方	( ) 時間	( ) 時間
義肢・装具・座位保持装置の 営業に携わる方	( ) 時間	( ) 時間
事務・その他に携わる方	( ) 時間	( ) 時間

4-4 a 営業において実作業以外の時間(移動に要した時間や営業先などでの待機時間)は、営業に従事されている時間全体に対して何割ぐらいでしょうか。 → ( ) 割

次の見開きページ右側の設問 4-5 にお進み下さい。

(前問 4-1 をイまたはウとご回答の場合)

4-2 b 従業員の方の人数について

	雇用保険加入対象の方： 週 20 時間以上勤務	雇用保険加入対象ではな い方：週 20 時間未満勤務
総従業員数	( ) 名	( ) 名
うち		
義肢・装具・座位保持装置の 製造・営業に携わる方	( ) 名	( ) 名
事務・その他に専従される方	( ) 名	( ) 名

4-3 b 従業員の区分別年間平均労働時間(残業を含む)について(4-1 をイまたはウとご回答の場合)  
※営業にともなう移動時間や交通便待ちの時間も、労賃の支払いの支払対象になっている時間はすべて加算して下さい。

	週 20 時間以上勤務	週 20 時間未満勤務
義肢・装具・座位保持装置の 製造・営業に携わる方	( ) 時間	( ) 時間
事務・その他に携わる方	( ) 時間	( ) 時間

4-4 b1 製造・営業に関わる方の作業時間(残業を含む)のなかで、営業に従事される時間分のおおまかな比率をご記入下さい。 → ( ) 割

4-4 b2 営業において実作業以外の時間(移動に要した時間や営業先などでの待機時間)は、営業に従事されている時間全体に対して何割ぐらいでしょうか。 → ( ) 割

右側のページの設問 4-5 にお進み下さい。

4-5 義肢・装具・座位保持装置製作・修理 1 件当たりの営業出張回数について

義肢・装具・座位保持装置の製作・修理を 1 件完了するために必要な平均営業出張回数をご記入下さい。

	義肢	装具	座位保持装置
製作	納品までに ( ) 回 納品後 9 ヶ月間の調整に ( ) 回	納品までに ( ) 回 納品後 9 ヶ月間の調整に ( ) 回	納品までに ( ) 回 納品後 9 ヶ月間の調整に ( ) 回
修理	納品までに ( ) 回 納品後 9 ヶ月間の調整に ( ) 回	納品までに ( ) 回 納品後 9 ヶ月間の調整に ( ) 回	納品までに ( ) 回 納品後 9 ヶ月間の調整に ( ) 回
既製品取り付け	—	納品までに ( ) 回 納品後 9 ヶ月間の調整に ( ) 回	—

## 設問5 そのほか

5-1 義肢・装具・座位保持装置の修理項目・付属品（現行制度では、座位保持装置のみ）等で、補装具費の制度に載せ価格設定をすべきとお考えのものがございましたら、該当する欄にご記入下さい。

	修理項目	付属品	その他
義肢			
装具			
座位保持装置			



5-2 義肢・装具・座位保持装置関連制度に関してご意見などございましたら、お書き下さい。

(i) 設問 5-1 にご記入いただいた以外で義肢・装具・座位保持装置の価格に反映すべき費用項目について（たとえばアフターサービス、技術料など。これらの費目に対してどのように費用設定をするべきか、お考えがございましたら、それも併せてご記入ください。）

(ii) 義肢・装具・座位保持装置に関する制度の運用について

(iii) 義肢・装具・座位保持装置の判定のあり方について

(iv) そのほか

長時間にわたるご回答にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。